

【注：上場企業及び学校法人日本大学（グループ会社等を含みます）並びにその役員以外の法人名・個人名等をアルファベット大文字（ABC…Y）により匿名化するなどの処理をしております。】

2024 年 8 月 13 日

〒104-0028

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号

東京ミッドタウン八重洲

八重洲セントラルタワー9 階

東邦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

〒100-6114

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

山王パークタワー12 階・14 階

電話：03-5511-3200

FAX：03-5511-3258

3D Investment Partners Pte. Ltd. 代理人

弁護士 牛島 信

同 川村 宜志

同 大澤 貴史

同 殿井 健幸

同 甲斐 成輝

日本大学関連病院に関わる取引への対応について

謹 啓

当職らは、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「当社」といいます。ただし、当社が投資一任運用サービスを提供するファンドであり東邦ホールディングス株式会社（以下「貴社」といいます。）の株主であるファンドを「当社」ということがあります。）を代理して、貴社に対し、次のとおりご連絡いたします。

当社は、貴社の主な株主として、貴社の中長期的な企業価値の向上を心から願っております。そのようななか、貴社の不祥事に係る報道を契機として、当社の法務部が、貴社におけるガバナンス体制の不備に対する強い懸念を有するに至りました。そのため、当職らは、当社からの依頼を受け、貴社のガバナンス体制について調査を行っておりますが、外部情報のみからでは貴社のガバナンス体制の実態を把握することは困難であることから、本書簡にて、当社法務部が懸念する貴社ガバナンス体制の不備について、その概要をお伝えしますとともに、当該懸念に関する質問事項をお送りいたします。

貴社取締役会におかれましては、本書をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、「貴社取締役会にご回答いただきたい事柄」に記載いたしました質問事項について本年 8 月末までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

貴社不祥事に係る報道について

2024 年 6 月、医薬経済 ONLINE は、貴社が、貴社連結子会社の東邦薬品株式会社（以下「東邦薬品」といいます。）が日本大学関連病院に対して販売した医療用医薬品の値引き分の一部を、ペーパーカンパニーである B 社に対して、コンサルティング料の名目で支払うことで、少なくとも 1 億 165 万円に及ぶ不正資金が作出されたことを報じました。なお、当該記事は、2024 年 7 月に DIAMOND online に転載されております（以下、医薬経済 ONLINE と DIAMOND online による報道を総称して「本件報道」といい、その内容を「本件不祥事」といいます。）。

貴社グループでは、以下のとおり、既に二度に亘って医療用医薬品の入札に関連して重大な不祥事を発生させております。

- (1) 2022 年 3 月、東邦薬品が、公正取引委員会によって、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）を発注者とする医療用医薬品の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反を認定され、排除措置命令及び 1 億 6189 万円の課徴金納付命令を受けたこと（以下「JCHO 事件」といいます。）。
- (2) 2023 年 3 月、貴社連結子会社の九州東邦株式会社が、公正取引委員会によって、独立行政法人国立病院機構本部を発注者とする医療用医薬品の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反を認定され、排除措置命令及び 1 億 2759 万円の課徴金納付命令を受けたこと（以下「国立病院機構本部事件」といいます。）。

貴社グループにおける度重なる不祥事の発生は、再度の行政からの処分や、外資系の製薬会社などコンプライアンス・イシューに厳しい顧客の離反などを通して、貴社の事業ファンダメンタルズを悪化させる懸念があります。また、不祥事の発生自体から生じる貴社の企業価値の毀損にとどまらず、貴社による不祥事への対応が不十分なものと市場から評価された場合には、さらなる市場の信任の低下による株主離れを引き起こすおそれがあります。そのため、度重なる不祥事の発生は、資本市場における評価の面からも高いリスクを孕んでおり、潜在的に企業価値を著しく毀損するものです。

そのような観点から、当社法務部は、正確な事実関係を把握するため、本件報道の根拠とされている東京地方裁判所に係属中の損害賠償請求訴訟（事件番号：令和 5 年（ワ）第 7791 号／事件名：損害賠償請求事件／原告：学校法人日本大学／被告：田中英壽 外）の訴訟記録（以下「本訴訟記録」といいます。なお、当該訴訟において被告となっている者を、以下「元理事ら」といいます。）を閲覧しました。なお、本訴訟記録から当社が把握しました、貴社の関与に関わる事実関係の概要は別紙のとおりです。

報道における貴社のご回答と裁判記録との齟齬について

本件報道によれば、貴社の枝廣弘巳代表取締役 CEO 兼 CFO（以下「枝廣 CEO」といいます。）、馬田明専務取締役 COO（以下「馬田専務」といいます。）及び貴社顧問弁護士は、取材に対し、以下のとおり回答しておられます。

- ① 「医薬品の値引き分の一部を、その取引先とは関係しない別法人の口座にコンサル名目で振り込むケースは、B社以外に『ない』」こと
- ② 「B社名義の口座への振込みが日大側で不正リベートの原資になるとの認識は一切なかった」こと
- ③ 「B社がペーパーカンパニーであることも分からなかった」こと

しかしながら、貴社回答①、②及び③は、以下の点で、別紙記載の事実関係の概要と齟齬が生じているように思われます。

貴社回答①について

当社は、以下の点に基づき、貴社においては「トンネル会社」への支払いが常態化しているおそれがあると考えております。そのため、類似の取引が「ない」ことを断言された貴社のご回答は、貴社において適切な社内調査を経なかったためになされたのではないかと危惧しております。

- 馬田専務から濱田矩男代表取締役社長（当時）（以下「濱田元社長」といいます。）宛てのメールにおいて、「G 会のトンネル会社 H 社で仕入れして送る」などの記載があります。当該記載は、貴社において、B社以外にも、「トンネル会社」との取引を常態的に行っていることを示唆するものであり、本件不祥事以外の類似の不適切な取引の存在を疑わせるものです。なお、「トンネル会社」とは、「官庁・大会社などの払い下げや注文などを他に周旋し、中間利益を取るだけの名目上の会社」（デジタル大辞泉）を意味する用語であり、正に、「その取引先とは関係しない別法人」への振り込みに該当する用語であると理解しております。
- 貴社は、本件不祥事について、本日現在、何ら発表を行っておりません。そのため、類似取引の存在について適切な社内調査が行われたかが、疑わしい状況にあります。

貴社回答②について

当社は、以下の点に基づき、貴社の複数の取締役が、本件不祥事の詳細を知る立場にある中で、医薬品の値引き分の一部を取引先と無関係の別法人の口座に振り込むという競合他社が拒絶するような問題のあるスキームを応諾し、また、自身が主体となって、取引先と無関係の別法人に資金を振り込むための契約を締結したことは明らかであると考えております。そのため、その資金が不正に流用されたとの認識は「一切」なかったとの貴社のご回答は、事実と反するのではないかと危惧しております。

- A 氏の供述調書及び馬田専務から濱田元社長宛てに送付されたメールによりますと、本件不祥事が発生することとなった日本大学関連病院への医療用医薬品の販売案件は、濱田元社長を中心に馬田専務を含む貴社の複数の当時の取締役が積極的に推進し、その条件交渉やスキームの検討についても関わっていた案件です。B社との間で締結されたコンサルティング契約の主体も、東邦薬品ではなく、貴社となっており、加藤勝哉取締役社長（当時）の記名押印がされております。

- B社の代表取締役社長は、A氏から紹介されたJ氏であり、日本大学とは直接関係がない人物です。しかも、後述のとおり、B社の拠点は住居マンションの一室でした。そのため、貴社による支払いが日本大学とは無関係な特定の個人によって流用されることを疑うに足りる十分な証拠がありました。
- V氏の供述調書によりますと、アルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」といいます。）は、貴社が応諾したスキームに問題があると判断し、「コンサルタント料などの名目でアルフレッサから別の法人に支払うこと」を断っております。

貴社回答③について

当社は、以下の点に基づき、貴社におきましては、そもそもサービスを何ら提供しない「トンネル会社」への資金の振り込みが常態化しており、B社との間の取引スキームを用いることに抵抗がなかったおそれがあると考えております。そのため、B社が「ペーパーカンパニーであることも分からなかった」との貴社のご回答は、B社がペーパーカンパニーであるか否かはそもそも貴社にとっての関心事ではなく、本来すべき最低限の調査さえ行わなかった結果としてなされたものではないかと危惧しております。

- 上述のとおり、馬田専務から濱田元社長宛てのメールにおきまして、「G会のトンネル会社H社で仕入れして送る」などの記載があることは、貴社が「トンネル会社」との取引を常態的に行っていることを示唆しております。なお、「トンネル会社」とは、定義上、名目上の会社であるとされ、ペーパーカンパニーそのものです。
- A氏の供述調書によりますと、まず東邦薬品が日本大学関連病院に納入する医療用医薬品の値引き相当額の半額について、B社名義の口座に振り込む旨の合意がなされ、その後に、「その振込が正当な振込に見えるように、コンサルティング契約書」が作成されたとのこと。また、コンサルティング契約に記載されている「委託業務の内容」はB社の登記上の目的とほぼ同じであり、具体性に欠けていることからしても、貴社において、契約当初より、合計6,600万円にも達するコンサルティングサービスを受ける意向が存在しなかったように思われます。
- コンサルティング契約に記載されているB社の住所は、「●●」であり、居住マンションの一室です。このことは、B社が支払いを受けるためだけに存在するペーパーカンパニーであることを強く疑わせるものです。

懸念されるガバナンス上の問題点

以上のとおり、当社は、貴社におきまして、少なくとも過去には、以下の①に記載する重大なコンプライアンス・ 이슈が発生していたものと理解しております。そのうえで、当社法務部は、貴社におきまして、以下の②に記載する重大なガバナンス体制の不備が現在進行形のものとして存在するのではないかとの懸念を有しております。

① コンプライアンス・ 이슈

- プライム市場上場会社である貴社が、1億円以上のコンサルティング報酬を、全くコンサルティングサービスを提供していないペーパーカンパニーに対して支払っていたこと

- 競合他社が拒絶した不合理なスキームを、貴社は容易に応諾してしまったこと
- 濱田元社長と馬田専務との間のメールでのやり取りから、貴社において「トンネル会社」との取引が少なくとも当時、常態化していたこと

② ガバナンス体制の不備

- 貴社の取締役が、本来、貴社子会社である東邦薬品における適切な業務執行を監督すべき立場にあるにもかかわらず、本件不祥事の遂行に深く関わり、問題のある契約の当事者にもなるなど、コンプライアンス・イシューの当事者となっていること
- 貴社取締役が深く関わる中で、競合他社が拒絶するような不合理な契約締結と実体のないコンサルティングサービスに対する報酬支払いに至っており、取締役会及び社外取締役の業務執行取締役に対する監督機能に明らかな不備が見られていたこと
- 2019 年以降の貴社の社内調査及び再発防止策としての社内体制の見直しが不十分であった可能性が高いこと
 - 2019 年に独占禁止法違反である JCHO 事件が発生して以降、貴社におきましては、当然、社内調査を実施されたものと理解しております。また、2020 年 7 月 3 日付け「コンプライアンス強化のための取り組みについてのお知らせ」及び同年 12 月 16 日付け「役員報酬の減額と再発防止のためのコンプライアンス強化の取り組みについて」にて開示しておられますとおり、コンプライアンス強化のための社内体制の見直しを行ったものと認識しております。しかしながら、国立病院機構本部事件に関する令和 5 年 3 月 24 日付けの公正取引委員会の公表によりますと、株式会社アトル（株式会社メディセオのグループ会社）が調査開始日前 1 位の課徴金減免申請者として課徴金を免除され、アルフレッサ及び株式会社翔薬（株式会社スズケン子会社）が 50%の課徴金減算を受けているのに対し、九州東邦株式会社の課徴金減算率は 30%にとどまっております。そのため、国立病院機構本部事件に関する貴社の対応が、JCHO 事件において同様に立入検査を受けた株式会社メディセオ、アルフレッサ及び株式会社スズケンに比べて劣るものであったことは明らかであり、貴社の社内調査及びその後の社内体制の見直しが不十分であったと考えられます。
 - また、本件不祥事の端緒であったコンサルティング契約の締結日は 2017 年 10 月 1 日でありますところ、本件不祥事に係る刑事裁判は 2021 年に開始されております。2019 年以降の社内調査及びその後の社内体制の見直しにおいて、本件不祥事について把握できる機会は複数あったと推察されます。しかしながら、本件報道において、貴社は何ら本件不祥事について把握していなかったと発言されており、その点からも社内調査及びその後の社内体制の見直しは不十分であったと考えられます。
 - 仮に、2019 年以降の貴社の社内調査及びその後の社内体制の見直しの対象が、独占禁止法違反の疑いに限られていたために本件不祥事に気づけなかったとすれば、それは文字通り、貴社の社内調査及びその後の社内体制の見直しがスコープ設定の観点から不十分であったと解されます。
- 本件不祥事に関連した貴社の対応において、株主への隠ぺい体質が見られること

- 本件不祥事に関する刑事事件は 2021 年から開始されており、また、本件報道は 2024 年 6 月になされておりますが、本日に至るまで、貴社から株主に対して何ら自主的な公表は行われていない状況にあります。
- また、本件報道における枝廣 CEO、馬田専務及び顧問弁護士のご回答は、上述のとおり、裁判記録に基づいた事実整理とは齟齬があるものとなっており、株主に対して、事実を恣意的に隠ぺいするものである疑いがあります。

貴社取締役会にご回答いただきたい事柄について

当職らは、当社法務部の懸念を踏まえ、貴社の株主として、貴社の企業価値を維持し、将来に亘って持続的に向上させるという観点から、日本大学関連病院に関わる取引の事実関係を解明し、適切な再発防止策が策定・実行されているか（特にガバナンス体制の不備の解消策が講じられているか）について確認することが必要であると考えております。

この点については、日本取引所自主規制法人が策定した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」においても、不祥事の根本的な原因を解明し、実効性の高い再発防止策の策定し、迅速に実行することに加え、迅速かつ的確な情報開示を行うことが求められております。

そこで、貴社取締役会におかれましては、2024 年 8 月 31 日までに以下の質問について書面で回答くださいますようお願いいたします。

本件不祥事の事実整理に関するご質問

- 1) 本書簡（別紙を含みます。）に記載する、本件不祥事に係る事実関係の整理に誤り又は不正確な点があるようでしたらご指摘ください。
- 2) 別紙「A 氏供述調書」によれば J 氏は日本大学関係者ではありません。そのような中、貴社と B 社の間で実体のないコンサルティング委託契約書を締結し、1 億円超もの報酬を支払うことが合理的であると判断した理由をご教示ください。
- 3) 別紙「V 氏供述調書」において、アルフレッサは本件不祥事に係る支払いスキームを拒絶したにもかかわらず貴社は応諾しております。そのような不合理な意思判断が行われた根本的な原因は何にあったと考えられるのか、ご教示ください。
- 4) 別紙「馬田専務から濱田元社長（CC 森久保常務）宛てのメール」に記載のある「トンネル会社」とは、貴社内においてどのような意味合いで用いられているのか、ご教示ください。
- 5) 別紙「コンサルティング委託契約書」において、B 社の住所が居住マンションの一室であるにもかかわらず、貴社が 6,600 万円もの多額なコンサルティングフィーを支払うことに問題がない法人であると判断した根拠をご教示ください。
- 6) 別紙「コンサルティング委託契約書」第 1 条（委託業務の内容）が、別紙「B 社の登記情報」に記載する目的とほぼ一致し、その粒度が著しく粗く、契約当初からコンサルティング業務を受ける意思を貴社は有していなかったように見えておりますが、なぜこのような委託業務内容となったのか、その背景をご教示ください。

- 7) 別紙「コンサルティング委託契約書」第3条第2項において、「平成30年4月以降に発生する報酬及びその支払期日は、甲の実施したコンサルテーションにより乙に生じた業績に応じて」決められるとしており、本件報道において貴社はコンサルテーション業務が提供されていなかったと発言されている一方で、実際に支払われた金額は当初記載の6,600万円を超えて、1億165万円にも上ったと理解しております。なぜ、コンサルテーション業務が提供されない中で、平成30年4月以降の追加の支払いがなされたのか、その理由をご教示ください。
- 8) 別紙「コンサルティング委託契約書」において、契約当事者が東邦薬品ではなく、貴社（加藤取締役社長）となった理由をご教示ください。
- 9) 別紙「コンサルティング委託契約書」の締結は、取締役会において承認されたのかについてご教示ください。また、この業務執行を担当していた方、稟議における決裁者がそれぞれどなただったかをご教示ください。
- 10) 別紙「コンサルティング委託契約書」の締結に関して、現在の取締役の方々はそれぞれどのように関わっておられたのかをご教示ください。
- 11) 日本大学関連病院に対して納入した医療用医薬品について、当時、東邦薬品が「2%の値引き」を行うことは、東邦薬品の取締役会において決議されたものでしょうか。また、当該値引きは、貴社取締役会ないし取締役が承認・決議をしたものでしょうか。
- 12) 日本大学関連病院に対して納入した医療用医薬品についての東邦薬品による2%の値引きのうち半額相当額は、貴社からB社に支払われていることから、東邦薬品における日本大学関連病院に対する売上はその分多くなっていたと推測されますが、その点につきまして会計処理上、問題となったことはなかったのでしょうか。問題となったことがない場合には、その理由として考えられるところをご教示ください。
- 13) 仮に、現在においても、当時の貴社の対応に問題がなかったとのご認識である場合には、アルフレッサが、当時、貴社が応諾したスキームを断った理由についてどのようにお考えでしょうか。
- 14) 当時、貴社及び東邦薬品において、濱田元社長の意向を気にするような社内の風潮・文化があったかをご教示ください。

コンプライアンス・イシューに関するご質問

- 15) 「懸念されるガバナンス上の問題点（コンプライアンス・イシュー）」にて指摘する事柄が、貴社のコンプライアンス上の問題を示しているとの当社の意見に同意するかにつき、貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 16) 「トンネル会社」との取引は、過去及び現在において、貴社及び貴社グループ会社においてどの程度行われてきた（いる）のかをご教示ください。仮に「トンネル会社」との取引がコンプライアンス上問題ないのご認識である場合には、その理由をご教示ください。
- 17) 貴社グループにおいて、医薬品等の直接の納入先ではない会社に対して、実際にサービスの提供を受けることなく、架空のサービスに係る契約などを締結し、支払いを行ったことがある場合は、その旨をご教示ください。

ガバナンス体制の不備に関するご質問

- 18) 「懸念されるガバナンス上の問題点（ガバナンス体制の不備）」にて指摘する事柄が、貴社のガバナンス体制の不備を示しているとの当社の意見に同意するかにつき、貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 19) (16) 及び (17) において類似取引の有無を確認した方法をご教示ください。すなわち、どのようなスコープ・手段・期間で、どの主体によって調査を行い、どの主体にその調査結果を報告したうえでどのように判断されたのかをご教示ください。
- 20) 2019 年以降、貴社は二度に亘る独占禁止法に係る不祥事に関連して、複数の社内調査を行ってきたものと推測しますが、なぜ、本件不祥事を確認できなかったのか、その原因についての貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 21) 特に、2021 年から本件不祥事に関連する刑事裁判が行われ、その過程で別紙に記載の証拠資料の提出等がなされていたと推察される中、幾度も本件不祥事を認識できる機会は存在していたにもかかわらず、本件報道がなされるまで確認できなかったのはなぜなのか、貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 22) 「報道における貴社のご回答と裁判記録との齟齬について」で当社が指摘する、貴社回答①についての矛盾点についての貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 23) 「報道における貴社のご回答と裁判記録との齟齬について」で当社が指摘する、貴社回答②についての矛盾点についての貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 24) 「報道における貴社のご回答と裁判記録との齟齬について」で当社が指摘する、貴社回答③についての矛盾点についての貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 25) 2021 年から本件不祥事に関連する刑事裁判が行われ、2024 年 6 月には本件報道がされる中で、本日時点においても貴社から何ら自主的な公表が行われていないのはなぜか、貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 26) 本件不祥事を受けて、貴社において行った対応策・再発防止策をすべてご教示ください。社内調査の有無とその詳細、再発防止策の有無とその詳細、社内処分の有無とその詳細を含みますが、それに限りません。
- 27) 仮に本件不祥事を受けた対応策・再発防止策を何ら講じていないとすれば、それはなぜか、貴社取締役会のご見解をご教示ください。
- 28) 現時点において、本件不祥事に関連して、追加の社内調査を行う必要があるかについて、貴社取締役会の見解をご教示ください。また、なぜそのように考えられるのか、理由についてもご教示ください。
- 29) 現時点において、本件不祥事に関連して、第三者委員会による抜本的な調査を行う必要があるかについて、貴社取締役会の見解をご教示ください。また、なぜそのように考えられるのか、理由についてもご教示ください。
- 30) 現時点において、貴社取締役会は、執行に対して適切な監督機能を発揮しているかについて、貴社取締役会のご見解をご教示ください。また、なぜそのように考えられるのか、理由についてもご教示ください。
- 31) 現時点において、貴社社外取締役は、執行に対して適切な監督機能を発揮しているかについて、貴社取締役会のご見解をご教示ください。また、なぜそのように考えられるのか、理由についてもご教示ください。

32) 貴社が2024年8月6日付け「『ガバナンス強化特別委員会』設置のお知らせ」にて公表されました「ガバナンス強化特別委員会」の設置は、本件不祥事を受けて行われたものかをご教示ください。また、委員候補者の選定方法及び各委員について選任理由（貴社との関係性を含む。）もご教示ください。

なお、本件に関するご連絡は当職ら宛にくださいますようお願いいたします。

以上につき、お忙しいなか恐縮ではありますが、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

謹白

A 氏供述調書

- 「私は、今から約 6 年前くらいの平成 27 年頃に「C 料理店」で学校法人日本大学の田中秀壽理事長や、当時、株式会社日本大学事業部の事業企画部長を務めていた D さんなど日本大学関係者と食事をしたり、お酒を飲んだりしていました。その際、田中理事長が私に対して、日大 2 病院の話題として、「何十億円も赤字をかかえているんだ。それで、事業部に病院の赤字圧縮を任せることになった。D が担当だから、D にアドバイスしてやってほしい」などと言ってきて、日大 2 病院の赤字が累積で何十億円にもなっており、日本大学事業部、そして、事業企画部長の D さんがその縮減業務を任されたので、D さんにアドバイスをしてやってほしいなどと依頼してきたのでした。」
- 「私が当時、親しくしておりました E さんが、当時、東京都内に本店を構える「東邦薬品株式会社」の親会社である「東邦ホールディングス株式会社」の代表取締役社長…であった濱田矩男社長と知り合いでした。」（中略）「それで、私は、E さんから濱田社長を紹介してもらう形で、D さんに対して、東邦薬品を紹介できないかと考えたのでした。その後、私が実際に E さんに相談したところ、濱田社長も日大 2 病院に対する医薬品等の SPD 業務に興味を持ってくれたようで、平成 27 年夏頃、大阪市内にある F ホテルで、まず、G 会の取引先であった合同東邦に対して、D さんの要望を伝える打ち合わせを行うことができました。」
- 「いずれにせよ、これらの D さんの要求は、日大 2 病院が使用する医薬品や医療材料の内容を変更せずに、単に業者をアルフレッサから東邦薬品に変更するだけで値下げをさせようとするものであり、私から見ても、その実現は非常に困難でした。私はこの当時、D さんのこの要求について、「日大 2 病院と契約できるのだからありがたいと思え、だから値下げしろ」と言わんばかりの要求だったと思っていました。」
- 「それでも、私が平成 28 年 6 月頃に濱田社長と会った際には、濱田社長は、東邦薬品で日大 2 病院における医療材料及び医薬品の SPD 業務を行いたいという意思を示していました。そして、平成 28 年 8 月になって、私が東邦薬品の担当者と面談した際には、やはり、その担当者は、医療材料及び医薬品の値下げ幅について、D さんの要求に応じられないなどと伝えてきました。」（中略）「この面談で、東邦薬品の担当者は、医療材料の値下げ幅について、4 パーセントが限界である旨説明してきました。私は、その説明を聞いて、この当時、濱田社長が東邦薬品として日大 2 病院の SPD 業務を行う意思があるのに、その部下が消極的なことばかり言うことに腹立たしい想いがありました。」（中略）「この平成 28 年 8 月 8 日の面談の前までも、私から見れば、経営者である濱田社長が医療材料も含めた日大 2 病院の SPD 業務をやる気であるのに対して、部下の担当者にやる気が見られず、東邦薬品が D さんの要求全てを飲むことができないにしても、なにかしら妥協するつもりがあるのかどうかすら分かりませんでした。それで、私は、私が実質的に経営している I 社の J に対して、これまでの事情を話したうえで、D さんから D さんの要求をよく聞いた上で、東邦薬品と日本大学事業部との間の話をまとめるように指示しました。そして、私は、実際にこの平成 28 年 8 月 8 日の面談の時だったと思いますが、J を東邦薬品の担当者に紹介し、今後、J を窓口交渉してもらいたい旨を伝えました。」

- 「私が平成 28 年 8 月末ごろに、濱田社長らと面談した際でも、私の記憶では、濱田社長は、日大 2 病院の医薬品及び医療材料双方の SPD 業務を東邦薬品が行うことをあきらめていない様子でした。しかし、私は平成 28 年 9 月になって、J から、東邦薬品が医療材料の SPD 業務を断念する旨伝えてきたこと、他方で医薬品の調達及び SPD 業務については、東邦薬品が意欲を示していることなどの報告を受けました。この頃、D さんの医薬品の追加工引きの要求は 5 パーセント程度だったと思いますが、私は、このまま、医薬品の内容すら吟味せずに値引きだけを行うという要求は、さすがに東邦薬品も応じられないだろうと思いました。それで、私はこの平成 28 年 9 月、D さんに対して「1 年間の購入額の 2 パーセント値引きでいいのではないですか」などと言って、従来からの薬価に対する 18 パーセントの値引きに加えて、平成 27 年度の日大 2 病院の医薬品の購入額の 2 パーセントに当たる金額の値引きをすることで、東邦薬品と手を打つことを提案しました。すると、D さんは、渋々ですが、私の提案に応じる姿勢を示しました。」
- 「その後の平成 28 年 9 月頃、私は、既に東邦薬品に対する窓口となっていた J に対して「東邦薬品に、医薬品をさらに 2 パーセント値引きすることで手を打てないか、聞いてほしい。D さんもそれで納得している。ただ、D さんとは、東邦薬品から値引き分 1 パーセント分を B 社名義の口座に振り込んでもらうという話がついている。D さんともよく話をし、東邦薬品と交渉してほしい」などと言って指示した上で、B 社の代表取締役を K から J に変更する手続きを行うようにも伝えたのでした。」
- 「その後、私は平成 28 年 10 月頃、J から、東邦薬品が 2 パーセントの追加工引きに応じたことや、そのうち 1 パーセントを B 社名義の口座に振込入金することにも応じたことを伝えられました。」
- 「その後、私は、J に対して、東邦薬品から追加工引き 1 パーセント分を B 社に振り込んでもらうに当たり、その振込が正当な振込に見えるように、コンサルティング契約書などと作成するように指示しました。ただ、J からの報告では、東邦薬品ではなく東邦ホールディングスから B 社に追加工引き 1 パーセント分に相当する金額が振り込まれることとなったということでした。ですので、その契約書は、東邦ホールディングスと B 社との間の契約書となっているはずです。」
- 「資料 3 として示された書面が、「東邦ホールディングスから B 社への追加工引分 1 パーセントに相当する金額の振込」が正当な振込に見えるように作成した契約書の写しであることは間違いありません。そもそも、別の機会に既にお話ししたとおり、B 社は、事業実態のない会社でしたから、この契約書事態、実体のないものでした。この第 3 条の記載からお分かりのとおり、追加工引分の 1 パーセントに相当する金額の振込は平成 29 年 10 月末日から始まり、その振込額は、平成 30 年 4 月末日までで 6600 万円でした。そして、この契約書を見せてもらったかどうかは記憶が定かではありませんが、私は当時、J から、こういった契約書を作成したことやその金額等の報告を受けていました。また、私は、平成 30 年 4 月末以降も、東邦ホールディングスからの追加工引き分 1 パーセントに相当する金額の振込が継続的に行われていることの報告もその都度、J から受けていました。」

馬田専務から濱田元社長（CC 森久保常務）宛てのメール

- 「①板橋病院門内薬局について、理事長より、結論は、濱田社長と T 社長で協議して決めるという。U 社の提案書を下回れば決定するとお話しされています。」
- 「②医療材料について、A 理事長の仕入れ試算では、品目を変えずに 10%下げる事が可能。G 会のトンネル会社 H 社で仕入れして送る。→当社イノメデックスアライアンス 4%が限界。」
- 「④SPD は、駿河台も板橋も両方を依頼される。→当社想定は、駿河台病院を来年 4 月。2 つを同時期に受けるのは困難と回答しました。」
- 「⑤医薬品についても、東邦 1 社納入でどうか？医薬品と医療材料で年間 160 億円規模になる。→医薬品価格の引き下げは、厳しい旨伝えました。一社に拘らず当社が有利になる提案が必要だと思います。」

V 氏供述調書

- 「その後、平成 29 年 5 月頃に、アルフレッサは、日大板橋病院のメディセオの帳合をアルフレッサに移行させることを条件に、薬価を基準とする 2 パーセントの追加値引きに応じる旨の回答をしてきました。」
- 「これを受けて、私と W さんが、D さんにその旨を報告したところ、D さんは、私や W さんがレオクランへの報酬の話を持ち出す間もなく「1 パーセントは病院に還元してくれ。残り 1 パーセントは俺が話をしとくわ」などと、アルフレッサが約束した 2 パーセントの追加値引き分のうち、1 パーセントを日大 2 病院に還元させつつ、残り 1 パーセントは、ほかの誰かと話し合う旨の話をしていました。これを聞いて、私は、D さんが、東邦薬品が保証した購入費削減分と同様に、アルフレッサの追加値引き分についても、そのうち半分を A 先生と話し合っ、A 先生関連の会社に支払わせようと考えていることが分かりました。」
- 「案の定、後日、私は、確か W さんから聞いたという覚えですが、D さんの指示として、アルフレッサの追加値引き分のうち 1 パーセント分を I 社に渡す旨を聞きました。これを受けて、私や W さんは、平成 29 年 6 月頃、アルフレッサの X さんや Y さんに対し、追加値引き分のうち 1 パーセントの支払方法として、コンサルタント料などの名目でアルフレッサから別の法人に支払うことができないかを尋ねてみたところ、断られてしまいました。そのため、アルフレッサからは、2 パーセントの追加値引き分を L 社に還元してもらうことにして、L 社において振り分ける、つまり、2 パーセントのうち 1 パーセントは、そのまま日大 2 病院に還元し、残り 1 パーセントを L 社から I 社に支払うことになりました。」

コンサルティング委託契約書

- 「B 社（以下「甲」という。）と東邦ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対するコンサルティングの実施に合意し、次の通り本契約を締結する。」
- 「第 1 条（委託業務の内容）甲は、乙に対し、次に掲げる業務についてコンサルティングを実施する。①医療機関、薬局及び介護施設における経営、業務受託、企画、設計、管理及び運営に関する業務 ②医療用機器用具、介護福祉機器用具及び健康美容機器用具の企画、開発、製造及び販売に関する業務 ③医薬品、医薬部外品及び医療用消耗品の企画、研究、開発、製造及び販売に関する業務 ④コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造及び販売に関する業務 ⑤ヘルスケア事業に関する業務 ⑥学会、シンポジウムその他のイベントの企画、制作、

実施及び運営に関する業務 ⑦経営に関する診断及び指導業務 ⑧その他、前各号に付随する業務」

- 「第2条（契約期間）本契約の有効期間は、平成29年10月1日から平成32年3月31日までとする。」
- 「第3条（報酬及び支払条件）乙は、甲に対し、第1条に規定する委託業務に対する着手金及び平成29年10月から平成30年3月までに発生する報酬の合計額である6,600万円を、以下に記載する期日に、以下に記載する金額を支払う。①平成29年10月末日3,000万円（着手金として） ②平成29年11月末日600万円（平成29年10月分報酬として） ③平成29年12月末日600万円（同年11月分報酬として） ④平成30年1月末日600万円（同年12月分報酬として） ⑤平成30年2月末日600万円（平成30年1月分報酬として） ⑥平成30年3月末日600万円（同年2月分報酬として） ⑦平成30年4月末日600万円（同年3月分報酬として）」
- 「2. 平成30年4月以降に発生する報酬及びその支払期日は、甲の実施したコンサルティングにより乙に生じた業績に応じて、前項に定めた金額を勘案して、6ヶ月ごとに、甲乙協議の上で定める。」
- 「3. 乙は、前二項に定める報酬額に消費税を付加した金額を、甲の指定する口座に、振込む方法により支払う。」
- 「平成29年10月1日」
- 「●●甲：B社 代表取締役社長 J」
- 「東京都世田谷区代沢五丁目2番 乙：東邦ホールディングス株式会社 取締役社長 加藤 勝哉」

B社の登記情報

- 「目的
 1. 医療機関、薬局、介護施設、福祉施設、健康増進施設、各種学校、スポーツ施設等の経営、経営受託、業務受託、企画、設計、管理、運営
 2. 医療用機器用具、介護福祉機器用具、健康・美容機器用具等の企画、開発、製造、販売、貸与、輸出入
 3. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、販売、貸与、輸出入
 4. 医薬品、医薬部外品、医療用消耗品等の企画、研究、開発、製造、販売、輸出入
 5. ヘルスケア事業に関する各種業務の委託及び受託
 6. 学会、シンポジウム、各種イベント等の企画、制作、実施、運営
 7. 販売促進物、出版物、印刷物、映像物等の企画、製作、販売、貸与及び広告代理店業
 8. 経営に関する診断及び指導
 9. 前各号に関するコンサルタント業務
 10. 前各号に附帯関連する一切の業務」